

au でんき供給約款（東京電力・auEL） 料金表 新旧対照表〔2022年7月1日実施〕

改定前（旧）	改定後（新）
<p>au でんき供給約款（東京電力・KDDI） 料金表</p> <p>au でんき供給約款（東京電力・KDDI）（以下「au でんき約款」といいます。）における、電気料金およびその請求等の条件についてはこの料金表において、KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）が定めます。本料金表のほか、KDDIの WEB de 請求書ご利用規約、au かんたん決済会員規約、「請求統合」に係る取扱い規約および「KDDI まとめて請求」に係る取扱い規約（以下、これらを併せて「関連規程」といいます。）ならびに au でんき約款および本料金表による電気供給サービスに関連する KDDI が定める諸規程（KDDI が別に WEB サイト等において公表するご利用条件等を含みますが、これらに限られません。以下「諸規程」といいます。）は、本料金表の一部を構成するものとします。本料金表と諸規程との間に矛盾、抵触が生じた場合は、当該諸規程を優先して適用するものとします。</p>	<p>au でんき供給約款（東京電力・auEL） 料金表</p> <p>au でんき供給約款（東京電力・auEL）（以下「au でんき約款」といいます。）における、電気料金およびその請求等の条件についてはこの料金表において、au エネルギー&ライフ株式会社（以下「auEL」といいます。）が定めます。本料金表のほか、KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）の WEB de 請求書ご利用規約、au かんたん決済会員規約、「請求統合」に係る取扱い規約および「KDDI まとめて請求」に係る取扱い規約（以下、これらを併せて「関連規程」といいます。）ならびに au でんき約款および本料金表による電気供給サービスに関連する auEL または KDDI が定める諸規程（auEL または KDDI が別に WEB サイト等において公表するご利用条件等を含みますが、これらに限られません。以下「諸規程」といいます。）は、本料金表の一部を構成するものとします。本料金表と諸規程との間に矛盾、抵触が生じた場合は、当該諸規程を優先して適用するものとします。</p>
<p>3 料金の算定期間</p> <p>料金の算定期間は、1の暦月の起算日（KDDIが定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始した場合の料金の算定期間は、開始日から次の暦月の起算日の前日までの期間とし、需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、1の暦月の起算日から消滅日の前日までの期間といたします。</p>	<p>3 料金の算定期間</p> <p>料金の算定期間は、1の暦月の起算日（auELが定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始した場合の料金の算定期間は、開始日から次の暦月の起算日の前日までの期間とし、需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、1の暦月の起算日から消滅日の前日までの期間といたします。</p>
<p>5 日割計算</p> <p>(1) KDDIは、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合は、次により料金を算定いたします。</p> <p>(略)</p>	<p>5 日割計算</p> <p>(1) auELは、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合は、次により料金を算定いたします。</p> <p>(略)</p>
<p>7 料金等の支払い</p> <p>(1) 料金その他の au でんき約款および料金表によって KDDI に支払いを要することとなったお客さまの債務（以下「料金等」といいます。）については、KDDIが定める期日（以下「支払期日」といいます。）までに、KDDIが指定するサービス取扱所または金融機関等において支払っていただきます。</p>	<p>7 料金等の支払い</p> <p>(1) auELは、東京電力に対する立替払いによって取得した料金その他の au でんき約款および料金表に基づく債権（以下「料金等」といいます。）について、KDDI に譲渡するものとし、お客さまは、auEL または KDDIが定める期日（以下「支払期日」といいます。）まで</p>

<p>(2) (1)において、料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。</p> <p>(3) 料金等について、KDDIは、KDDIに特別の事情がある場合は、お客さまの承諾をえて、KDDIの指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。</p> <p>(4) お客さま等からのお申し出により、KDDIが承諾した場合には、KDDIが指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(略)</p>	<p>に、auELまたはKDDIが指定するサービス取扱所または金融機関等において支払っていただきます。</p> <p>(2) (1)において、料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。</p> <p>(3) 料金等について、auELまたはKDDIは、auELまたはKDDIに特別の事情がある場合は、お客さまの承諾をえて、auELまたはKDDIの指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。</p> <p>(4) お客さま等からのお申し出により、auELまたはKDDIが承諾した場合には、auELまたはKDDIが指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(略)</p>
<p>8 延滞利息</p> <p>お客さまは、料金等の債務（延滞利息および再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間のKDDIが定める日数について年14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）で計算して得た額を延滞利息として、KDDIが指定する期日までに支払っていただきます。</p>	<p>8 延滞利息</p> <p>お客さまは、料金等の債務（延滞利息および再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間のauELまたはKDDIが定める日数について年14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）で計算して得た額を延滞利息として、auELまたはKDDIが指定する期日までに支払っていただきます。</p>
<p>9 違約金</p> <p>(1) お客さまがauでんき約款33（解約等）（1）各号のいずれかに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、KDDIは、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けることがあります。</p> <p>(2) (1)の免れた金額は、auでんき約款および料金表に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。</p> <p>(3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、KDDIが決定した期間といたします。</p>	<p>9 違約金</p> <p>(1) お客さまがauでんき約款33（解約等）（1）各号のいずれかに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、auELは、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けることがあります。</p> <p>(2) (1)の免れた金額は、auでんき約款および料金表に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。</p> <p>(3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、auELが決定した期間といたします。</p>
<p>10 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示</p>	<p>10 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示</p>

<p>(以下「納付金単価を定める告示」といいます。) および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。</p> <p>なお、KDDI は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ KDDI の指定するホームページで公開いたします。</p> <p>(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用</p> <p>(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。</p> <p>なお、検針日とは、原則として当該一般送配電事業者が検針を行なった日といたします。</p> <p>(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、4月については、検針日の前日までの使用電力量および検針日以降の使用電力量にそれぞれの再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用し、合算して算定いたします。</p> <p>なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから KDDI にその旨を申し出たときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。(略)</p>	<p>(以下「納付金単価を定める告示」といいます。) および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。</p> <p>なお、auEL は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ auEL の指定するホームページで公開いたします。</p> <p>(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用</p> <p>(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。</p> <p>なお、検針日とは、原則として当該一般送配電事業者が検針を行なった日といたします。</p> <p>(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、4月については、検針日の前日までの使用電力量および検針日以降の使用電力量にそれぞれの再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用し、合算して算定いたします。</p> <p>なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから auEL にその旨を申し出たときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。(略)</p>
<p>11 燃料費調整</p> <p>(略)</p> <p>(3) 燃料費調整単価等の揭示</p> <p>KDDI は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって燃料費調整単価を算定します。燃料費調整単価は KDDI の指定するホームページで公開いたします。</p>	<p>11 燃料費調整</p> <p>(略)</p> <p>(3) 燃料費調整単価等の揭示</p> <p>auEL は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって燃料費調整単価を算定します。燃料費調整単価は auEL の指定するホームページで公開いたします。</p>
<p>12 契約者等に係る情報の利用</p> <p>au でんき約款および本料金表による電気供給サービスに関して取得したお客さまに関する情報の取扱いについては、別途 KDDI の定める「KDDI プライバシーポリシー (https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/privacy/)」が適用されます。</p>	<p>12 契約者等に係る情報の利用</p> <p>au でんき約款および本料金表による電気供給サービスに関して取得したお客さまに関する情報の取扱いについては、別途 auEL の定める「au エネルギー&ライフ プライバシーポリシー (http://kddi-l.jp/X96)」が適用されます。</p>

<p>附 則（実施期日） この料金表は、2022年4月1日から実施いたします。</p>	<p>附 則（実施期日） この料金表は、2022年7月1日から実施いたします。</p>
---	---